

○日 時 令和3年9月13日 午前9時23分～午後2時34分

○場 所 議 場

○出席委員

13番	清	水	和	弘	委員長	12番	東	君	子	副委員長
2番	眞	茅	弘	美	委員	3番	上	迫	正	委員
4番	沖	園		強	委員	5番	禰	占	通	委員
7番	吉	松	幸	夫	委員	8番	豊	留	榮	委員
9番	立	石	幸	徳	委員	10番	下	竹	芳	委員
11番	中	原	重	信	委員	14番	吉	嶺	周	委員
議長	永	野	慶	一郎						

【議 題】

認定事項第1号 令和2年度枕崎市一般会計歳入歳出決算
[消防費～予備費] [歳入] [総括]

【審査結果】

認定事項第1号 認定すべきもの（賛成多数）

[消防費～予備費]

○委員長（清水和弘） 本日の決算特別委員会を開きます。

次に、消防費から予備費までの審査に入ります。

決算書の49ページから61ページまで、決算報告書の188ページから216ページまで、監査委員の審査意見書の18ページから20ページまでです。

審査をお願いいたします。

○12番（東君子） 決算報告書の190ページ下のほうになるんですが、女性消防士採用に伴う庁舎改修工事等に1,000万ぐらい出ていますけれども、何をどういうふうに改修されたんでしょうか。

○消防長（田中幸喜） お尋ねの女性消防職員採用に伴う庁舎改修について御説明いたします。

これにつきましては、令和2年度におきまして女性消防職員1名の採用に伴いまして、労働安全衛生法に基づきまして、女性消防職員の就業に必要な施設等であります専用仮眠室やトイレ及び浴室の設置を目的として整備したものであります。

改修内容につきましては、消防長室23平米を女性消防士仮眠室2人部屋に改修いたしまして、附属設備といたしましてベッド、机、ロッカー、トイレ、浴室、洗面所等を設置し、洗面化粧台、ユニットバス、洗濯機を設置したものであります。

なお、消防長室につきましては事務所内の一角へ移設したものでございます。

○12番（東君子） 今、2人部屋という話が出ましたけれども、今後ですね、2人以上になった場合というのは、これはまた改装されるんでしょうか。

○消防長（田中幸喜） 現在、2名の女性消防職員を採用しておりますが、これにつきましては女性の活躍を積極的に推進するための数値目標として、令和8年度までに全国比率を5%に引き上げることとしておりますので、当消防本部におきましては、現時点で2名採用したということによりまして約5%となるため、目標値におおよそ達しているものと考えております。

しかしながら、今後の女性消防隊員の採用につきましては、現状の2名職員の業務を通しての有効性や課題等を抽出及び検討し、男女が活躍できる消防業務体制の構築を図りながら取り組む必要があると考えております。

○4番（沖園強） 決算書で御説明いただきたいと思います。まず、繰越明許費の関係なんですけど、それぞれ項目ごとに御説明いただければと思います。

決算書の52ページ、教育振興費の需用費と備品購入費の繰越明許費の内容を御説明いただきたいと思います。

○学校教育課長（中村克己） 需用費につきましては、小学校費の教育振興費、使用料及び賃借料からの流用ということで15万4,000円、それから小学校費の教育振興費、備品購入費から48万4,000円、計63万8,000円の流用になりますけれども、これは各学校において石けんやマスク、消毒液、パーティションがコロナ関係で必要になりましたので、ここから流用させていただきました。

○財政課長（佐藤祐司） 今、4番委員のお尋ねの繰越明許費でございますけれども、6月定例会で繰越計算書も差し上げてありますが、小学校費、中学校費とも感染症対策等の学校教育活動継続支援事業、この事業でございまして、需用費と備品購入とそれぞれ合計で、小学校費が362万円、そして中学校費が322万円を2年度から3年度に繰越しているものでございます。

○4番（沖園強） 次に、59ページです。農林水産施設災害復旧費の繰越明許、これは3月等でもる説明があったんですけど、改めてこの内容を、単独災害・補助災害復旧の内容をお示しいただきたいと思います。

○農政課参事（小湊哲郎） 単独災害復旧費については、工事請負費を1,100万円繰越明許とし

て繰越しております。補助災害についても、工事請負費を2,734万円明許繰越しているところで

す。
単独災害については、農業用施設が全体で21か所の被災がありました。このうち2地区が令和2年度に完了し、残りを令和3年度へ繰越したものであります。林道については、野平国見線の1路線を3年度に繰越しております。

補助災害復旧事業については、農業用施設3地区、農地11地区、全てを3年度に繰越しているところ

です。
○4番（沖園強） その後の4月以降の進捗状況はどうなっていますか。

○農政課参事（小湊哲郎） 補助災害については、8月26日で全地区完了しております。

単独災害については、工事は終わっておりますが、1工事だけ9月17日完成予定ということで、この日までに検査をする予定であります。現地のほうは終わっております。

○9番（立石幸徳） まず、教育費の関係で、このコロナの関係でどうなっているのか気がかりな外国青年、つまりALT、この事業は今現在どうなっているんですかね。

○学校教育課長（中村克己） ALTの活用につきましては、本年度3年目ということで継続して

続けております。
○9番（立石幸徳） 外国間の移動というか、そういうことでALTが来られないとか、赴任でき

ないとか、そういう事態は起きてはいないんですか。
○学校教育課長（中村克己） 本市の場合にはそういうような状況にはございません。連続して

3年目を迎えるところでございます。
○9番（立石幸徳） 全国的にはどういう状況になっているんですかね。つまり、本市はちょっと

コロナ前に来た方が引き続いて今活動している人という状況なんでしょうけど、今度要するにALTが行ったり来たりという

と変ですけれども、そういう意味では、今後のこの事業の展開というのはどうなっているんですかね。
○教育長（丸山屋敏） 今、学校教育課長が答弁いたしましたけれども、本市の場合は継続という

ことで、来年度も9月からまた継続していくわけですが、新聞報道や直接県教委にお話を聞く

とですね、もう3年たったら帰るということで、それで来る人がやはりALTがコロナの関係で

来られないという実態があると。これは新聞の報道でも全国的にそういう事態が生じているという

ことは聞いております。
○9番（立石幸徳） そこで、関連の本市の地方創生の事業の一つとして、中学校の英語検定を

する人に補助をやるということで今度の決算額が出ているんですけど、この英語検定の受験ある

いは合格、そういう状況はどうなっているんですかね。
○学校教育課長（中村克己） 令和2年度につきまして御説明いたします。
まず、受験者数が200人でございます。受験率が全生徒数の45%、それから合格者が68%、

135人ですね、それから2分の1の補助の申請につきましては123件という形でございます。
○9番（立石幸徳） 今、六十数%のこの合格率っていうのは、私どももよく六十数%をどう見れば

の給食費の援助を100%にしたと。この理由っていいでしょうか、80%援助を100%援助にした理由はどういうところにあるんですかね。

○教育長（丸山屋敏） 80%を100%にしたのはですね、要保護については100%なんです。準要保護については80%でしたので、これも同じように生活が困窮している、こういう子供たちについては補助しましょうかという趣旨のもとに80%を100%にしたところです。

○9番（立石幸徳） そうしますと、この80%を100%にしたというのは、本市のみの対応なんですか、それとも他市も同様あるいは全国的な動きなんですとかね、どうなんですとかね。

○給食センター所長（宮原司） 資料等ございませんけれども、県内において全ての市が100%にしているということではないと考えており、ほかの市について全て把握してはございません。

○9番（立石幸徳） 大体の状況も分からないんですか。全てがしていないといってもその割合としてどの程度の割合でそうなっているのか、ちょっと分かっていたら教えていただきたいんですかね。

○給食センター所長（宮原司） 県内の準要保護児童生徒に対する学校給食に係る全額助成の状況につきましては、全体で17市町村という状況になっております。

○9番（立石幸徳） 確認ですけれど、17市町村は100%と。

○給食センター所長（宮原司） そのとおりでございます。

○12番（東君子） 決算報告書の197ページいいですが、これ確認なんですけれども、枕崎小学校グラウンド整備工事に大体2,500万とあるんですけれども、これはガラスの破片だらけのあそこですね。

○教育総務課長（宮原司） 以前議会の中でもありましたガラスの破片があった枕崎小学校グラウンド整備工事でございます。

○12番（東君子） あそこをですね、ぜひ国のほうから来ていただいて、本当に見ていただきたいなと思いました。怒りが本当に込み上げてきました。学校現場に教育現場にお金をかけていただきたいと本当に心からそう思います。

○9番（立石幸徳） 予備費との関連になるんですが、決算書のほうにも最後のほうには今度の一般会計で予備費充用をした項目が幾つか書いてあるんですけれど、その中で教育費の関係でですね、保健体育費112万円、予備費、需用費に充当ちあるんですけれど、これは決算書で57ページにも出ているんですが、この学校保健体育費の予備費充当はどういった事情だったんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） これにつきましては2年度の4月でしたが、小中学生に布マスクを市の単独事業で配付したということで、112万円予備費から充当をいたしております。

○学校教育課長（中村克己） これにつきましては、市の単独事業でございました。

今財政課長がおっしゃったように、布マスクを早急に準備しなければならないということで、この予備費から充てたと。早急に対応する必要があるということで、お金を充当したということでございます。

○9番（立石幸徳） 予備費充当ちゅうことですので、事前に予算化ちゅうか予算対応はでき得なかったわけですか、日程的に。

○財政課長（佐藤祐司） たしか全国的には2月の時点でコロナがいろいろ問題になり始めまして、3月議会の追加補正で国の補助事業に関わる保育所関連への準備経費ですとか、学校休業のときの児童クラブの休業経費であるとかというのは追加補正でお願いした経緯がありました。しかしながら、当初予算については、当然、コロナ関係の経費については当初からは入っておりませんでした。それで、4月に入りまして、全国的にもマスクの用意ができないということもございまして、市のほうで布マスクを児童生徒については配付しようという流れになったものでございます。事前には、予算の中には計上することができなかつたものでございます。

○7番（吉松幸夫） ちょっと戻りまして消防費の関係なんですけれども、年間出動、火災発生

もしくは緊急出動とあるんですが、これに出動した隊員の中でちょっとけがをしたとか、重大なけがをしたとかという事例があるんでしょうか。

○警防課長（俵積田一豊） 出動しまして、帰署後の報告がありますけれど、その時点でも事故等のけがとかそういう報告はございません。

○7番（吉松幸夫） 緊急出動してなかったということは非常にいいことだと思います。今後も、けが等がないようにしていただきたいとお願ひします。

○14番（吉嶺周作） 報告書の188ページの消防車庫爆裂補修工事の金山分団・別府北分団とありますが、どういった工事を行ったんですかね。

○消防総務課長（中原広次） 消防団施設については、各分団詰所等の施設の調査結果に基づき計画的に爆裂補修工事等による消防団施設の維持管理を行っておりますが、令和2年度には当該計画に基づき、爆裂のひどい金山分団金山班及び別府北分団下山班の車庫爆裂補修を行っております。

○14番（吉嶺周作） 本年度の予定はどうなっているんですか。

○消防総務課長（中原広次） 今年度は、当該計画に基づき、別府南分団西白沢班の車庫の爆裂補修を行う予定としております。

○14番（吉嶺周作） 中央分団の詰所の場所をちょっと通ったんですけど、あそこは学校の通学路にもなっております、鉄筋の軒裏とかですね、爆裂というか、もうコンクリートが剥げ落ちて鉄筋まで見えているんですよ。ああいうのが広がっていくとどんどん被害も大きくなっていくと思うので、そういった中央分団のところも計画に入れていただきたいんですけど。よろしくお願ひします。要望しときます。

○3番（上迫正幸） 報告書の189ページ、消防費です。火災発生状況がここに書いてありますが、その中で最後のその他12件とありますが、このその他の12件というのはどういうのが含まれるんでしょうか。

○警防課長（俵積田一豊） その他の火災12件は、原因といたしまして、たき火の延焼が主でございます。

○3番（上迫正幸） その下の救急出場状況のその他は何でしょうか。

○警防課長（俵積田一豊） その他の7件ですが、現場到着時、誤報とか、泥酔している方の件数でございます。

○3番（上迫正幸） 泥酔の方々がいるということで救急車を呼んで出動した場合、その後の処置はどうなんでしょうか。

○警防課長（俵積田一豊） 救急隊が観察の結果、けが等がなく業務に該当しないという判断をしたときに、警察と協議いたしまして警察に委ねるということを行っております。

○3番（上迫正幸） 同じく191ページ、私のほうでちょっと聞き逃していたと思いますが、防災倉庫はどこに建設されたんですか。

○総務課参事（平田寿一） 妙見に防災倉庫があるんですが、その敷地内に建坪17坪の防災倉庫を建設したところです。

○3番（上迫正幸） その防災倉庫の中身が分かりましたら教えてください。

○総務課参事（平田寿一） 木造平屋建て、建坪は先ほど言いました17坪、外壁と屋根はガルバリウム鋼板造りとなっております。

中については、避難所用備品を主に入れてはいるんですけども、間仕切りパーティションが80セット、アルミマットが970枚、クイックパーティション、更衣室用に使うやつですが20張り、段ボールベッドが360セット、簡易トイレ・パーソナルテントが各30セットとなっております。

○10番（下竹芳郎） 収納品の中に段ボールベッド、簡易トイレがあると云ったんですが、これは避難するような災害がなくて使わないときは使用期限とかはどうなっているんですか。

○総務課参事（平田寿一） 特に使用期限は定められておりませんで、状況を見て使える使えないを確認して使用していきます。

○5番（禰占通男） 報告書の194ページと198ページの学校管理費で、今、GIGAスクールということで市報9月号にも写真入りで出ているんですけど、この小中学生なんかディスプレイやデジタルホワイトボードを視聴する時間とかそういうのは1週間にどのぐらいになるんですかね。

今、市報にも小学校の外国語や学習支援ソフトを活用した総合的な学習の時間、そして小学校の社会科でも活用するとなっているんですけど、これすると物すごく時間が多くなるんじゃないですか。どうなんですか。

○学校教育課長（中村克己） GIGAスクールにつきましては、機器の整備に伴いまして教職員の研修をまず夏休みにいたしました。2学期から、各教師において授業をしていくわけですが、注意しなければならないのは、委員がおっしゃるとおり健康面の配慮であるということで学校側にも周知をしているところでございます。

1時間の授業の中で、全て50分間デジタル機器を使うということはまずないということです。つまり、補助的な役割で授業の中で活用いたしますので、教科によるかもしれませんが5分から10分程度を考えてはいるところでございます。ただ、ドリル等になってくれば10分程度になるかもしれませんが、やはり使った後は遠くを見たりとかという形で健康面にも十分配慮しながらやらなければならないと。ここについては、今後検証していきながら、家庭とも連携を図ってまいりたいと。実証のところはまだ数字は上がっておりませんが、そこは委員がおっしゃるとおり十分気をつけていきたいと考えているところでございます。

○5番（禰占通男） 何かこの文科省とかそこら辺から何かこのぐらいの構想っちゅうのはあるんですか、使用時間ですよ。直接ディスプレイを見ている時間に対しての指導とか目標とか何かあるんですかね。

○学校教育課長（中村克己） 具体的な時間というのは設定されておられませんけれども、注意事項としましては長時間ディスプレイを見るという作業については十分気をつけて健康に配慮するようにということでございますので、なるべく遠くを見たりしながら、見る時間の調整をしていきたいと考えているところでございます。

○教育長（丸山屋敏） 学校での授業については、これはあくまでも指導する教師の責任で任されているんですね。

それで今言いましたように、ただ配慮するところは、長時間見ていると目に障害があるからということ等については指導する人がやりますけれども、その他のことについては国からとか、県からとか、何十分しなさい、何分しなさいということはないんです。

その場その場に応じて適切な指導をするようにという文言が来ておりますので、校長の責任で指導しているとそういう立てつけになっております。

○5番（禰占通男） 今、ゲームも相当皆さんやっているんだけど、子供たちがどんだけやっているかは分からないんですけどね。それで、結局は学校でタブレット、パソコン等を使って授業をする。家へ帰ったら、テレビかゲームをする。スマホ、タブレットを持っている方もいるだろうけど。

そしてまた、そうすると1日の時間っていうのがIT関係に要する時間ちゅうのは物すごく長いですよね。我々の時代から考えると。我々の時代は漫画ぐらいしかなかったから。

そうすると、そこら辺を考えておかないと、今大人でもスマホを見ながら、イヤホンをつけて、ながらをやっている、結局若者でも難聴が増えているとメディア等でも報道、報告されているんですけど、やはりこの今成長期の小中学生については、物すごくこれ大事だと思うんですよ。

今、GIGAスクール、いろいろタブレットを使って授業をすると、学校からいうと理解度が

すぐ確認できるってそういうことも新聞報道でも出ているんですけど、それはそれでいいですよ、理解度をすぐ確認できるっちゅうことも。

だから、これは今、全国的に始まるっちゅうことで、その統計っちゅうのも何も出ていないわけでしょう。それに対してのメリット、デメリットっちゅうのはね。

何かそこら辺を今50分の授業で10分か、それにちょこっと近い時間という答弁もあったんですけど、やはりそこら辺を何かこう明確に、そしてまたそういうことをまた家庭でも気をつけるとかそういうふうな何か指導とか必要だと思うんですけど、どうなんですかね、そういう面については。

○学校教育課長（中村克己） 委員がおっしゃるとおり、やはりメディアを使うことによって本当にブルーライトも含めて体に問題も出てくるということは、もう十分子供たちも保護者も教職員も承知していることでございます。

問題はどのようにして使っていくか、特に今からはですね、オンライン学習もまた出てくる、家庭に持ち帰ることも今後想定されると。

そういう状況の中で、家庭もしっかり巻き込んだ中でのルールづくり、家の中でのゲームも含めてですね、メディアとの付き合いというのは大きな課題になりますので、今後学校ではPTAを交えながら、学校とPTAが一緒になってこのメディアとの付き合い方、実態調査も学校によってはするかもしれませんが、様々な形で見届けをしていきながら、一番は健康被害に子供たちが遭わないような、教育委員会としてもですね、そこについては学校にまた注意喚起を促していきながら各学校でPTAとの連携を図ることはとても大切だと思いますので、そこについてやってまいりたいと考えております。

○2番（眞茅弘美） 報告書の192ページ、スクールカウンセラー配置事業とございます。こちらは何名で対応していただいていますか。

○学校教育課長（中村克己） スクールカウンセラーにつきましては、県のほうから配置をいただいております。3名のスクール臨床心理士に各学校にカウンセリングに行っております。

○2番（眞茅弘美） このカウンセリングっていうのは非常に大事だと思います。

今年ですね、別府中の校長先生が全校生徒に試しにカウンセリングを行ったら、どうかなと思ってはいたんですけど、通常設定していた時間より長く生徒たちが話をしてくれたって、とてもよかったって言われていたんですけど、そういう時間を設けることによって生徒たちが悩みを打ち明けたり、今コロナ禍の中で大変生活しづらい世の中になっておりますので、これはぜひ力を入れてといいますか、できたら市内全体全校の児童生徒にできたらいいなと思います。よろしくお願いします。

○学校教育課長（中村克己） 補足させてください。先ほどスクールカウンセラーについては3名と申しましたが、3名は変わらないんですが、県からの委託を受ける事業、つまり補助を受けているものと、市独自でこれだけではやっぱり足りないだろうなということで本市でも予算を組んで事業を行っております。今後も続けてまいりたいと考えております。

○11番（中原重信） 188ページの消防団員の報酬についてお伺いします。今、消防団員の充足率は何%なんですかね。

○消防総務課長（中原広次） 定員260名に対して実員260名で100%を達成しております。

○11番（中原重信） もし分かれば、県内の状況は把握していますかね。

○消防総務課長（中原広次） すみません、県内の状況は把握しておりません。

○11番（中原重信） それと、年の報酬額、出動手当等について、国の基準というかそういう交付税措置であるんですけども、その基準には本市のほうはどうなっていますかね。

○消防長（田中幸喜） 現在、国のほうで出動手当及び年報酬等々は検討がなされ、結果につい

ては私どものほうも承知しております。これにつきましては、消防団と協議しながらということで、来年度に向けてただいま検討中でございます。

○11番（中原重信） 議論をする前に消防団の役目ですので、ぜひそういう改善できることはですね、改善をお願いしたいと思っています。

それと、各分団に配備されている車両のことなんですけども、この車両点検はどこが行っているんですかね、日常の車両点検です。

○消防総務課長（中原広次） 車検を受けた業者に法定点検を依頼しております。

○11番（中原重信） 検査は分かるんですけども、検査を受けて、そしてどこかでかそういう1日訓練で出動となったときにそういう出動ができなかったという事例があって、こちらに苦情が来たんですけども、日常点検は各分団でやっていると思いますが、その点検結果については消防署のほうは何か確認しているんですかね。

○消防総務課長（中原広次） 日常の点検につきましては各分団の機関員に一任している状態でありまして、特に報告等は求めてはいない状況です。

○11番（中原重信） 今ですね、そういう消防の車両も法定年数が来て更新時期を先送りした関係で、故障とかそういうのは起きてないわけですね。

更新時期が来ているのに、いろいろなそういう財政状況を考慮して、ここ何年か更新時期を迎えている車両の更新ができないという状況になっていると思うんですけども、そういう関係で、そういう車両が出動できなかったとか、そういうのはないわけですね。

○消防総務課長（中原広次） そのようなことはないと考えます。なお、来年度からポンプ車の更新を予定しております。

○4番（沖園強） 決算報告書の211ページ、海洋センター費で海洋センターの艇庫シャッター修繕を行っているんですけど、決算書を見ると、目内の流用ということで体育施設費から流用して充当しているようなんですけど、当然、何か急を要する修繕になったんでしょうけど、どんな事情で流用してまで修繕しなければいけなかったかっちゅうことをお示しいただきたいと思います。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 海洋センター費のこの海洋センター艇庫シャッター修繕、こちらはですね、シャッターが全く開かない状況になりまして、そちらのシャッターの取替改修工事をしております。

○4番（沖園強） 急を要して取替えなければいけなかったかっちゅうことですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 艇庫の利用につきましては、市のカッター、そしてまた日頃から協力いただいている水産高校のカッターもございまして、水産高校の大会が開催される予定でございましたので、そういったことで改修を急いだところでございます。

○4番（沖園強） 節内じゃなくて目の部分で流用して、当初予算に計上されていなかった部分で流用して改修したけど、当初はそういった改修予定はなかったんだけど急を要してやったのかということですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 委員がおっしゃるとおり、そういうことになります。

○4番（沖園強） 台風被害とかそういった部分じゃなくて。日頃の管理はどうなるんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 全体的なことではございますけども、艇庫の老朽化というのが一つの課題となっております。

今回、そういった大会があるということで事前に点検したところ、シャッターの開閉ができないということが判明しまして、急を要したことでありましたので流用ということでお願いしたところでございます。

○4番（沖園強） 補正流用等で支出済額が116万、残額が12万4,000、例年説明書によると海洋センター管理人の賃金、それと海洋センター公園内の樹木剪定等の委託、その部分が12万

4,156円ということなんですかね。

もう一遍申し上げます。支出済額が116万0,356円ございます。シャッター修理が103万6,200円です。その差額が12万4,156円ございますが、例年は管理人の賃金、それとセンター公園内の樹木剪定委託等が計上されているんですよ。そこはどうなっているの。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 例年どおりの予算要求でお願いしております。

○4番（沖園強） 決算ですから、決算額はどう処理されているんですかっちゅうことです。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 海洋センターの電気料金が10万5,478円、そして光熱水費ということになりますけれど、水道代が1万8,678円になります。

○4番（沖園強） なぜこうしてお尋ねしているかっちゅうと、機構改革でこの部分がスポーツ・文化振興課になったわけでしょう。そうすると、海洋センターの管理人の賃金が消えているわけですけど、樹木剪定等はどこがどうやった管理をしているの。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 期間で定めておまして、管理につきましてもこちらスポーツ・文化振興課の海洋センター費でやっております。そして、樹木剪定につきましても、周辺も含めて樹木伐採についても委託でお願いしているところです。

○4番（沖園強） さっきの答弁が水道光熱費の部分だったですから、賃金は確か回数で委託していると思うんですけど、剪定も今までは年1回ですよ。その部分はどうなっているの。どれだけ費用は要ったの。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 令和2年度につきましては、コロナの影響でカッター大会が中止になったりとか、そういったところで開設しておりませんので、賃金については支出しておりません。

○4番（沖園強） 説明にはコロナの関係で中止になったと書いてあるのよね。できるなら、さっきの水道光熱費の部分、前年まではその水道光熱費は説明されてないんですけど、その水道光熱費とかそういう樹木剪定はしたの、してないの。管理だから。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 委託業務としてはですね、お願いはしておりませんが、保健体育課のほうで実施しております。

○4番（沖園強） 先ほども申しましたが、今移行した当初で試行錯誤しながらやられているんですけど、そういった部分で遺漏がないように、できるならこの説明欄にはその水道光熱費が発生しているのであれば、やっぱり説明欄に書くべきじゃなかろうかなというふうに指摘しておきます。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で消防費から予備費までの審査を保留いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩後は歳入に入ります。

午前10時19分 休憩

午前10時33分 再開

〔歳入〕

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、歳入の審査に入ります。

決算書の17ページから26ページまで、決算報告書の96ページから132ページまで、監査委員の審査意見書の4ページから12ページまでです。

審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） どうしても歳入の寄附金の関係、ふるさと納税なんですけれども、もうこれ資料も契約書を要求しまして、初めてこのふるさと納税の関係の契約書も見させていただいているので、費目としてはちょっと歳入の中でも後ろのほうになるんですけれども、令和2年度が33

億ぐらい、市税以上に納入額が多い、交付税に次いでですね、そういう意味からちょっと歳入の中でも先にふるさと納税関連をいろいろ、若干歳出も当然関連するかもしれませんが総括は総括でまたいろいろあろうかと思えます。

それで、まずちょっとふるさと納税、本市の実態みたいなものを先に聞いて、あとこの契約書の関係でいろいろ教えてほしいんですが、鹿児島県全体としては県下全体のふるさと納税398億円、これは全国で北海道に次いで2番目ってことで、県内、このふるさと納税が全体的に好調ということなんですよね。

県下の中でも枕崎市、元年度が27億4,000万円ぐらい、これが令和2年度でまた6億円ぐらい、6億円近く伸びて33億2,900万円、ただこの件数、いわゆるふるさと納税を寄附者がやった申し込んだ件数の比較からいくと元年度は7万件ぐらいが2年度9万1,000件、まあ2万件くらいは増えてはいるんですけど、これをよそと比べるとですね、あまりよそのことを言うことでもないんですけども、例えば日置市なんかもう12万件ぐらい、あるいは串木野なんかもう16万件ぐらい、件数はそれぐらい出ていますよね、ただ金額としては圧倒的に枕崎のほうがそういった日置とか串木野よりはるかに大きい金額、この実態からいくと本市のふるさと納税の返礼品、これがかなり高価なものっていいんでしょうか、単価がですね、そういうものを申し込まれていると、こういうふうに考えればいいんですかね。

○企画調整課長（堂原耕一） 委員のおっしゃったとおり、比較的高額なものが返礼品としては選ばれている傾向にあるのかなとは考えております。

○9番（立石幸徳） 昨年、ちょうど1年前の決算特別委員会で私もふるさと納税返礼品の本市の申込み上位20品目中、1年前の資料を持ってきているんですけどこのトップが1.5キロ一本釣り炭焼きカツオたたき、これが圧倒的に昨年場合は18.4%ということで2位以下の品目を、2番目が定期便の黒毛和牛、黒豚、カツオ刺身、これは3.9%ですからね、圧倒的に1番の炭火焼きカツオたたきちゅうのが多いんですけど、今もそういう状況になっているんですかね。

○企画調整課長（堂原耕一） 令和2年度の状況で、選ばれた上位の返礼品の品目を申し上げますと、1番多かったのが定期便、3か月間にわたっての定期便の品でカツオをはじめとして、黒豚、黒毛和牛などのセットの品目になります。こちらのほうが1万2,581件という件数を占めております。

それ以外では炭焼きのカツオのたれつきのたたきが2位、そしてその後、黒毛和牛、そしてマグロなど、本市の地場産品が並んでいるところでございます。

○9番（立石幸徳） 2年度の第1位の品目は幾らの単価になるんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 3万円のものになります。

○9番（立石幸徳） 新品目と言えいいでしょうか、取組が2年度の場合は功を奏したというふうに、あと細かいことはもう省略しますんでね。

そこで、この契約書のほうのいろいろ業者と本市との業務委託契約ですね、これ2つまずあるんですよ、ふるさと納税返礼事業業務委託と、もう一個、去年の11月2日以降ですか、このワンストップ特例申請受付業務委託、ワンストップのほうはこの契約書に書いてあるように去年の11月2日以降に取り組みされた事業と、こういうふうになるんですかね。

○企画調整課長（堂原耕一） ワンストップ特例申請自体の受付と申しますのは従来から行っているものではございます。

このワンストップ特例申請事務の外部委託をするきっかけと申しますか、要因と申しますのが、ワンストップ特例申請の事務そのものの件数が多くなり、長時間を要する事務となってまいりましたためです。

その弊害と申しますか、令和元年度の状況を申しますと、やはりふるさと納税の事務と申しますのは、時期で年末年始にかけての事務が最も件数が多くなるわけなんですけれど、その時期の

企画調整課における通常の日中の業務時間にそちらのほうも費やしたり、あとは当然時間外も多くなったり、担当する企画調整係だけではなく、企画調整課全員体制で何とかその事務を遂行していた状況がございました。それまで600時間程度だった時間外が令和元年度におきましては1,400時間まで伸びたところです。

そういった状況も合わせまして寄附をしている方を待たせるわけにもいかないですし、そしてまた我々職員の健康管理という意味でも、これは外部委託するのが適当であろうということで、その件数がだんだん増えていく11月という時期に外部委託させていただいたところでございます。

○9番（立石幸徳） もう一つのふるさと納税返礼事業の業務委託、初めて契約書が議会には出てきたと思うんですけども、この契約内容ちゅうのは、本市のふるさと納税が始まって以降、ほとんどこの契約内容ちゅうのはまあ変化がない、変わらない中での契約内容なんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） ふるさと納税返礼事業の外部委託を始めましたのが平成30年度からになります。平成30年度途中の下半期からになります。

そもそも先ほどのワンストップ特例申請についてもそうなんですけれども、外部委託をしようとして決断したという理由と申しますのが、やはりこれは、それまで少しずつ伸びてはいたところですが、寄附額の増によりまちづくり財源の確保というところと、あとそれによる地場産業の振興というのをより一層推進しなければならないと、そう考えたときにそれまで市直轄の取組事業として、当然ですけれどもポータルサイトの管理であったり、返礼品の自主管理というのは行ってきたところなんですけれども、やはりそれだけでは寄附額は増えないだろうということで、なかなか市の手だけでは難しいところであった協力事業者の育成であったりとか指導であったりとか、あとはポータルサイトそのものをさらに拡充していく取組であったりとか、新たな、先ほど令和2年度が1位になった商品もございますが、そういったメニューの掘り起こしをしていく取組であったりとか、そういったなかなか我々だけでは手が届かなかったところを外部の民間企業の力を借りることによって寄附額を増やそうということで、外部委託を始めたところでありまして。

そのときに策定した仕様というものに沿って事業者を選定して、今の業者と今のところ平成30年度から今年度まで契約が続いているわけですけど、その仕様の内容につきましては基本的なところは変わっていないところでございます。

○9番（立石幸徳） 平成30年度中のことですからそんなに日も長いちゅうか、数年前からのことだというふうになるんですけれども、まずこの委託料も固定経費1,320万円ですね、これは当初からまず変わらないのか、それから1,320万円の根拠はどういうところにあるんですかね。

○企画調整課長（堂原耕一） 先ほど来お話がありますとおり、契約の内容といたしまして固定経費と歩合分に金額のほうに分かれているところでございます。こちらのお示しいたしました令和3年度の契約書の契約額、固定経費のほうが月額100万円に掛ける税で固定経費1,320万円という形になっているわけなんですけど、こちらについては令和2年度からの金額でございます。

平成30年度と令和元年度につきましては平成30年度にプロポーザル形式で業者を選定しているんですが、そのときに業者のほうから提案があった固定経費、そして歩合の率で契約を結んでおりました。

令和元年度において寄附金額がそれまでの8億台から27億ということで、大幅に伸びたところでございます。また傾向をいろいろ分析すると、また今後もこの金額というのは伸びていくことが予想されました。

当然、金額が伸びると件数も増えまして、それを処理するだけの人員体制などがやはり事務処理体制というのがそれだけ必要になってまいりますので、この固定経費の額というものをそれまで提示のあった金額と申しますのは28万5,000円掛ける税という金額だったんですが、私どものほうで検討いたしまして、その分が増えていくであろう事務に対応できるだけの体制を取れる金

額という意味で、月100万円という金額で設定したところでございます。

ただそれだけですと全体的な額が大幅に伸びるということにもつながってまいりますので、歩合分のほうにつきましては、それまで4.5%掛ける税だった金額を3.5%掛ける税という金額に見直して全体を総体的に捉えて設定した金額ということでございます。

○9番（立石幸徳） ちょっと整理しますけど、そうしますと固定経費のほうは月28万円を月100万円ぐらいに引上げた、ただ歩合のほうは4.5%を3.5%に引下げたと、こういう整理でいいんですかね。

それで、もう一個、その寄附額に対する歩合分をこの上限額ちゅうのが出てきますね、7,000万円。そうすると、これ上限額ですから、要するに幾ら返礼事業で売上げといたしましょうか、出たとしてもこの分は7,000万円を超えることはない、ということによろしいんですかね。

○企画調整課長（堂原耕一） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。

○2番（眞茅弘美） 審査意見書の財政力指数の推移の元年度需要額と収入額の数字と、報告書の需要額、収入額の数字に若干差があるんですけどこちらの理由を教えてください。

○財政課長（佐藤祐司） 監査意見書の数字でございますけど、一応財政課のほうから理由を申し上げます。

予算特別委員会の際に過去5年間の基準財政需要額と収入額の推移という表をお配りしたと思うんですが、数字がどちらにも出てまいります。財政力指数を計算するときには、需要額、収入額の2年に1回の錯誤措置、交付税検査がありまして、前年度までの数値を修正するんですが、その錯誤措置をする前の数値、つまり監査意見書に書いてある数字を使います。財政力指数を計算するときにはということです。最終的には錯誤措置後の数字がその年度の収入額、需要額となります。

ですから、決算報告書に書いてある需要額、収入額も正しくて、監査意見書に書いてある財政力指数を計算するための数値である需要額、収入額も正しいということになります。

○4番（沖園強） ふるさと納税関係で若干御説明いただきたいと思うんですけど、報償費、そしてまた委託料という部分で決算額が示されております。

先ほどの説明でいきますと、固定経費、返礼事業の部分ですね、委託の部分、固定経費、そして歩合分、両方で上限額ですから8,320万円になるんですけど、その部分をちょっと説明してください。この決算額に。

○企画調整課長（堂原耕一） 歳出になりますがよろしいですか。ふるさと納税関係事業費の中におきまして、先ほど御説明いたしました委託業者に対する固定経費と返戻分の金額と申しますのは、下段の文書での説明の欄にふるさと納税返礼事業とございますが、このうちの2番目の項目、委託料（募集サイト、運営費及びワンストップ特例申請受付等に係る経費）4億5,506万3,253円とございますが、この中に含まれているものでございます。

金額の内訳と申しますのを改めて申し上げますと、まず固定経費につきましては、月額100万円の掛ける税になりますので、月110万円ということでそれを12か月分で1,320万円という金額になります。一方、歩合分につきましては3.5%掛ける税、これにも税が適用されます。税抜きの限度額が7,000万円ですので、税込みの限度額になりますと7,700万円までになります。こちらの金額が限度額ということで7,700万円、合計で9,020万円という金額が4億5,500万円の中に入っている金額というふうにお考えいただければと思います。

○4番（沖園強） ワンストップ業務委託のほうは、どこにどう示されているの。

○企画調整課長（堂原耕一） ワンストップ特例申請につきましても、括弧の中の説明に書いてございますとおり4億5,500万円の中に入っておりまして、金額のほうは731万0,875円という金額になっております。

○4番（沖園強） こうした委託契約に基づいてふるさと納税が非常にこう伸びているということは非常に好ましいことなんですけれど、やはり巷間聞かれる市民の声というものをまたお届けせんすまんのが我々議会であるということで、ちょっと聞きづらいかもしれんですけど声は声でまたお届けいたしますので、結局SEO対策せよというんですか、これ。

構築しているわけですよ、呼び込むための、同じ事業者が地域商社まくらぎきを設立したと、こうって事業者を紹介する会社が、同業者がその商社を設立してしまったと、そこにちょっと疑問を呈しているという声もあります。

これうがった見方じゃなくて正直そういった声があると、それと取り扱っている商品等がほかの事業者とかぶっている部分があると、その声もあると、そしてサイト等で紹介するのに露出度が違うという声もあると、これはお届けしておきます。今後、その辺の対応方もよろしく願い申し上げます。

○企画調整課長（堂原耕一） 4番委員からありましたお声というのは、そういった御意見があるというのは我々も把握はしております。ただ、御理解いただきたいのは、確かにそういった会社の形態というのはあるわけなんですけれど、その事務の区分けであったり、本来の目的というところはしっかりとそこは混同しないようにしていただくように我々としてはしっかりとした監督と申しますか、指導はしているところでございますし、もしそういった状況があるのであればきっちりと話をさせていただいて対応はしたいと思えます。今のところは、そういったところはないものと考えているところでございます。

○9番（立石幸徳） これも歳出も若干絡むんですけれども雑入の関係ですね、雑入で新設林道事業、南九州市負担金275万円というのがあるんですね。

これは決算審査で12番委員からも林道新設でちょっと出されているんですけれど、この南九州市の負担金が本市に入ってくるというこの事業はどういった事業内容になるんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） この新設林道の事業については、本市と南九州市を結ぶ本市の木口屋集落の山内ヶ谷線から南九州市の大谷地区への林道を新たに開設するもので、本市において業務委託を発注したところです。

本市と南九州市が2分の1ずつの負担ということで、550万円の2分の1の275万円を南九州市に負担していただいたものです。

○9番（立石幸徳） 本市が業務委託をしたということなんですけれども、これは自治体が違うんですけれどもね、別個に事業をするという形は取れないのか。

それから2年度の事業は歳出のほうで農業費のほうで出ているように、令和2年度は調査設計なんですね、そうすると設計は終わったんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 令和2年度に予備調査といいますか、事前調査を行いました。この事業は令和3年度から10年間の予定で、県の代行業で林道開設を行うということとして、事前調査の後、令和3年度から県の計画調査として県において事業が実施されているところです。

○9番（立石幸徳） そこで、私も県の事業にはなぜのることができないのか。つまり、予備調査については地元負担ということなんですか、県も事業に当初からのとれば、別に本市も南九州市も予算を組む必要もないんじゃないですか。

令和3年度、本年度から10年間ちゅうなんですけど、県のほうでもうこの事業費はついているんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 事前調査については、県及び本市、南九州市との協議を行い、事前調査は両市において実施してほしいとのことであります。

令和3年度からの林道開設事業については、県の代行ということで10年間で予定しております。

○9番（立石幸徳） 令和3年度当初予算も我々はもう審査していますんでね、この関係の事業

費は本市の予算には全然出ていない。

そうすると今、参事の説明をもうちょっと確認しますと、もう3年度事業から全額県の負担でこれはやっていくと、こういうことですか。

○農政課参事（小湊哲郎） そのとおりであります。県の代行事業ということで国の補助金を利用して県において事業を行っていくということになります。

○9番（立石幸徳） 2年度の南九州と枕崎でちょうど半分ずつ、275万払うと。

林道の延長距離はちょうど枕崎と南九州が半々で出すような、大体長さとしては同じような距離になっているんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 新設林道の延長は約6キロメートルであります。このうち枕崎市側が1.6キロメートル、南九州市側が4.4キロメートルの予定であります。利用区域の森林面積は、枕崎市側が約103ヘクタール、南九州市側が約102ヘクタールということで、本市と南九州市の折半として事業を進めたところです。

○9番（立石幸徳） 細かいいろんな枕崎と南九州の状況があるんでしょうけれども、単純には林道の延長距離が1番。枕崎のほうは6キロメートルのうち1.6キロメートルでしょ、南九州市のほうはるかに長いわけだから、何でそんなものを枕崎市と南九州市と同額を出すのか、それよりも、調査時点から後の事業は県がするんだったら最初から県はなぜ負担しないんですかね。

○農政課参事（小湊哲郎） 林道開設事業については、県が代行事業で実施するというので、事前調査については両市で行っていただきたいとのことで、県を含めた協議の中で、令和2年度に550万円の事前調査を行ったものです。

○9番（立石幸徳） これは今後とも10年間続く事業ですのでね、またいろいろ私どもも調査の上、例えば現地に行って現場確認をした上でまたお尋ねしないといけない部分もあると思うんで一応保留しますけど、最後にですね林道事業に本市が充当する財源として、森林環境譲与税を充当するみたいなんですけど、この森林環境譲与税私は非常に当初から期待しておりまして一般質問でもいろいろ取り上げて聞きました。

この森林環境譲与税は、元年度とすると大体2年度は倍ぐらいになっているみたいなんですけれど、3年度予算を見ますと2年度と同様の金額みたいですが、このまんま森林環境譲与税は500万ちょっとぐらいの税収でずっといくような感じになるんですかね。

○農政課参事（小湊哲郎） 森林環境譲与税は、令和元年度については、国の予算額が200億円でした。

6年間をかけて200億円から600億円ということでした。令和元年度と2年度の当初は、全体で200億円でしたが、国において400億円ということでしたので、令和元年度の約2.1倍の543万6,000円という額になっているところです。

令和3年度も2年度と同額であります。その後は600億円になりますので、また少しずつ増えていくということになるかと思えます。

○農政課長（原田博明） 今参事からも説明ありましたがけれども、令和元年度は国の予算が200億円でした。令和2年度から令和3年度にかけて400億円になりました。令和4年度から令和5年度にかけては500億円の予定となっています。令和6年度以降は600億円で計算しているということで報告を受けています。

○10番（下竹芳郎） 130ページの左の一番下のドローン機体保険金というのは、ドローンにトラブルがあって保険が出たということですか。

○消防長（田中幸喜） これにつきましては、平成30年5月にライオンズクラブから寄贈いただきましたドローンが故障したため、保険料が支払われたものでございます。

○10番（下竹芳郎） 保険金をもらったということは、損害保険料も発生しているわけですか。

○消防長（田中幸喜） 破損や水没、落雷、盗難などの際に支払われる保険を毎年保険料として

お支払いしているところがございます。

なお、今回令和2年度において取扱い訓練中に破損したため、4万3,560円の保険料が支払われたところがございます。

○10番（下竹芳郎） 損害保険料というのは、歳出の部分のどこに計上されているんですか。

○消防長（田中幸喜） 消防救急関係費の役務費その他保険料のところでございます、保険料につきましては2台分、3万9,920円をお支払いしているところがございます。

○4番（沖園強） 同じく雑入で、総括でというようなお願いをしてあったんですけど、クリーン堆肥センター負担金の141万、129ページですね。

一昨日も御答弁でクリーン堆肥センターの本市とJAとの負担割合1対9、141万の今回の雑入があるんですけど、令和元年度の決算で見ますと、ホイルローダー修理、翌年度に雑入で入るといふ御答弁だったのでお尋ねしますが、元年度のホイルローダー修理が284万7,000円、それと発酵施設シャッター修理が92万1,800円、締めて376万8,837円。

これが、クリーン堆肥センターの決算額になっているんですけど、これを9掛けするところの額にならないんですけど、補助事業か何かだったんですかね。

○農政課長（原田博明） ただいま4番委員からありました令和元年度に事業をした分でシャッターの取替改修工事とホイルローダーの修理がありました。これら合わせまして令和2年度のJAからの負担金につきましては、4件で112万8,334円の負担金となっています。

このほかに単年度事業といたしまして、クリーン堆肥センターの高圧ケーブルの経年劣化による改修工事を実施しております。この金額が28万1,820円です。

これにつきましては一括での負担をしていただいたということで、この金額と先ほど説明しました4つの工事の負担金を合わせまして141万0,154円ということになります。

○4番（沖園強） 元年度の総工事費や総経費は幾らだったの。

○農政課長（原田博明） 令和元年度の負担額ということでよろしいでしょうか。

○4番（沖園強） 負担額は、この129ページの141万0,154円の雑入じゃないの。元年度分が9割でいった場合にこの数字にならんもんですから今お尋ねしているんですよ。

何か補助事業関係でJAが負担せんでもよかったのかどうかちゅうことを、今、お尋ねしているんですけど。

単純に言って400万の事業費が要ったと、その9割は360万になるんですよ。

何か理由があればいいんですよ。

○農政課長（原田博明） 堆積施設シャッター取替工事につきましては、令和元年度から農協に負担をしていただいて、7年間で負担していただいているということです。

ホイルローダーにつきましても、令和2年度から負担していただくということで、これも、7年間で負担していただくということで事業費を7分割しているということです。

その7分割した負担金の合計が令和2年度に計上し説明しました112万8,334円ということで、もう一件別にクリーン堆肥センターの高圧ケーブルの工事を実施しまして、その工事につきましては一括で28万1,820円を負担していただいたということで、合計が決算額に書いてある金額ということです。

○4番（沖園強） 今までもそうやって7年分割とかそういう体制でやってきたちゅうことですね。それが分かればいいんですよ。

そうすると、2年度事業の令和4年度に雑入で入ってくる4トンダンプの部分は分割になるんですか。

○農政課長（原田博明） 4トンダンプにつきましては、7年間の分割で負担していただくということで協議しています。

○5番（禰占通男） 先ほどふるさと納税についていろいろ質疑答弁があったんですけど、こ

のふるさと納税について、執行部側というのは今後どのようなになるという考えを持っているんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） どのようにと申しますのがいろんな意味があるかとは思いますが、制度的な面で申しますと、制度が始まって以来、大きなものから細かいものまでいろいろ変更を経ながらこの制度というものが続いているところで、昨今は新聞報道等でもありますけれど、都会のほうの資金と申しますか、金額が地方のほうに流れ過ぎているのではないかという御批判であったりとか、返礼品そのものの競争の過熱っていうのは制度的に今のところきっちりと決められたものがありますので、全国的にちゃんと守られている状況ではあるかと思うんですけれど、それについても、今後ともどういうようにしていくべきなのか、やはりふるさとを応援していただくというのが趣旨の制度ですので、そういった趣旨というのをきっちりと基本には置きながら進めていかなきゃならないというようなところもあるかと思えます。

私どもといたしましては、今後のふるさと納税制度が安定的な運営と申しますか、その法制度にきっちりと倣って、そこは抑えつつ、その一方ではやはり今ある増加傾向というところにも目を向けながら、ちょっと矛盾した言い方になるかもしれませんが、安定的な運営そして寄附額の安定的な確保というところに向け、外部委託先の選定であったりとか、制度をしっかりと注視していくであったりとかというところに努めていかないといけないのかなと思います。

ここ数年間で本市の大事な財源というふうに育ってきているものでございますので、今後ともそれができるだけ続くようにという表現が正しいのかどうか分かりませんが、そういった制度が続く限りは、その制度の活用というのを適正に図っていけるようにしっかりとそこを把握しながら進めていきたいと考えております。

○5番（禰占通男） 今、課長がおっしゃられるように本市の財政としては本当に助かって、また、今報道等でも都市圏のふるさと納税による財源の流出というのも問題になっていますし、また、今、このふるさと納税の在り方っていうのを社説に取上げられるようになっていました。

今、過激な返礼競争でそれも最初はメディアが取り上げるような感じでなったんですけど、結局は総務省も腰を上げて今の制度に落ち着いてきたんですけど、本市としても先ほど報告もありましたように私が議員になった頃は100万円ちょこっとぐらい。そんなような額だったのを覚えております。それがいろいろあって、今、課長からも報告があったように8億、20億台、30億台と本当に枕崎にとってありがたい財源だと思います。

そうであればですよ、今後ずっと続くというのが一番の理想なんですけど、この額が大きくなればなるほど本市財政に対するウエートが大きくなるわけでしょう。

これが制度が変わるのにも時間はあんまりかからなかったわけですから、そうした場合、本市に今何とかこう物すごくいろいろなお願い事にもいろいろなお金を使えるようになってきたと私は思っているんですよ。

そうした場合、これがすぐなくなると思わないんですけど、制度が変更になったりしたときに、1年か2年でぱっと変わるような気がしてならないんですよ。

そのためにどうするかっていうことをいろんなことを考えながら進まないで、30億台、言えば下手するとこれがコロナの影響で巣ごもりが多いということで、令和3年度が40億台になったとする。そうすると自主財源と余り変わらなくなりますよ。物すごく大きい収入ですよ。

だから、ここをどうにかこういう財源がなくなった場合どうするのかちゅうこともちょっと今からでも考える必要があるんじゃないかと決算書をもらったときからずっと思っているんですけど。

執行部でこういう私が心配しているようなことを考えるちゅうのを、課長からも報告があったんですけど何か考えや方法とかそれをやっているんですかね。この近い将来に向けての考えは。

○企画調整課長（堂原耕一） 毎年度の決算時にも御報告はしておりますが、頂いた寄附金とい

うものを、今もですがその年に全額使っているというわけではなくて、基本的には必要経費を除いて基金に積立てをいたしまして、翌年度以降条例に沿ってその目的に合致する事業に対して計画的に活用しているところであります。

今、委員がおっしゃられた御心配というのは、将来的にこの制度がなくなったときに、急にこの財源が途絶えてしまうんじゃないかという御心配なんだと思うんですけど、やはりそこについては基金を積み立てるというこの流れというのを活用いたしまして、ある程度の蓄えというのを財政調整基金とかそういったものは将来のいろいろなものに備えるものであったりするんですけど、性格は全然違うわけなんですけど、そういった形で貯金として持つておく。ただし、やはりその活用もしっかりと必要な部分を図っていくというそのバランスを取りながら進めていくというところになるのかとは思いますが。

○5番（禰占通男） あと災害に遭われた自治体が返礼品なしのふるさと納税を受け付けますとか、それもこの災害が二、三年のうちに多く発生して、そういうものに取り組む自治体もありますよね。

そしてまた、私は前から言っているんですけど、企業版ふるさと納税ですよ。これを鹿児島県内でも何社か寄附する企業が出て、自治体の取組また学校の取組に対しても応援するということが報道されております。

前から私が言っているときは、そういう寄附をしてくれる企業が見当たらないっていうような答弁だったんですけど、ある程度このいい構想であれば、今いろんな企業がそういう何ていうか、カーボンニュートラルの影響でいろんな自社の売名っていうのは悪いけど自社の立地を宣伝したいということにつながって手を挙げてくれるんですけど、今後本市の対策として、やはり返礼品のない部分とかある程度の事業に対しての応援を求める構想とかそういうのはどのようになっていきますかね。

○企画調整課長（堂原耕一） まず、委員が最初に申し上げられましたその災害に関する返礼品なしの寄附金についてなんですけど、本市においても令和2年度に実は実施しておりまして、ポータルサイトのほうで手数料が無料になったり、あるいは通常よりもかなり安い手数料で受け付けてくれたりということで、本市でいえば、台風10号の災害に対してその御寄附をくださる方をふるさと納税制度を活用させていただきまして、募集をかけ、金額で517万5,777円、これは決算報告書の124ページにも記載してあるところなんですけど、寄附が寄せられているところがございますので、こちらにつきましては令和2年度の災害復旧事業に活用されているところがございます。

あと、企業版ふるさと納税ですけど、おっしゃるとおりで、制度的にも企業にとっても自治体にとってもメリットの大きい取組でございます。

近隣市町村もいろいろ県内でも取り組んでいるところがございますので、我々としても、活用できる部分については活用していきたいというところは常に考えてはいるところがございますが、なかなかまだ実現に至ってはございません。

いろんな分野に活用できる制度であるかと思っておりますので、企画調整課のみではなく、全庁的にそういう取組ができないかというところはこれからも研究を続けていきたいと思っております。

○2番（眞茅弘美） 報告書128ページの雑入のところ、収入未済額963万3,704円でございますが、こちらの内容をお願いします。

○福祉課長（山口英雄） この雑入の収入未済額につきましては、大きなものが生活保護費の返還金の収入未済額でございます。令和2年度末で963万3,704円のうち、生活保護費返還金の収入未済額が898万8,704円というふうになっております。あとの部分についてはちょっとお待ちください。

○7番（吉松幸夫） 副市長にちょっとお尋ねしたいんですけども、104ページの市民会館、

その他、社会教育使用料のところ、近年、いろんな自治体で経費がかかると。減免制度もやっているところはあるんです。実際、枕崎市でも減免して使用してもらっているんですけども、隣の南九州市などは来年度から減免の部分を少し変更して、使用料を取るかもしれないというような動きを聞いたんですが、枕崎市においてはどういうふうな方向性で考えているのか教えてください。

○副市長（小泉智資） 使用料の減免ということではありますが、今想定しているこの公的な使用については、そのまま使用料は適正に運用していくと。その減免ということですけど、当然のことながら空調使用に伴って電気代等もかかってきますので、そこの部分に関しては、今しっかり使用者の方々から頂いていくというのが方針でございますので、そのまま継続というふうに考えています。

○7番（吉松幸夫） ありがとうございます。やはり皆さん、なかなか資金的にも厳しいところがあるようですので、継続して、減免という形も続けていただきたいと思います。

○14番（吉嶺周作） 監査意見書の4、5ページになるんですけど、昨年不納決損額が226件、178人、約1,700万円と前年度と比較いたしますと27件減少し、金額で700万ほど増加しているんですが、まず不納欠損処分の内訳といいますか、理由で死亡、所在不明、倒産とあるんですけど、この18件で人数が9名というのは1人で二、三店舗やっていてそこをやめたってということになるんですかね。

○税務課長（神園信二） 今お尋ねのところは監査意見書5ページの一番下の表の倒産・破産の件数と人数のことをお尋ねだというふうに理解してよろしいですかね。

これにつきましては、件数というのは調停件数でございますので、1件のこの倒産・破産に該当した人が2つの調停を持っていたと。複数年度にわたる納税をしないといけないものを不納欠損処分しましたということになります。

ですから、倒産・破産の人数としましては、9人と。9人のうち1年度しか持っていない人もいらっしゃるし、複数年度にわたるその不納欠損対象となった調停を持っていたらっしゃる方もいるというふうな考え方で御覧をいただきたいと思います。

○14番（吉嶺周作） これは商売をしている人だけとは限らないということなんですよ。

○税務課長（神園信二） 9人の人数のうちですが、全てが御商売されていた倒産・破産ということではなくて個人の方も含まれております。

○14番（吉嶺周作） 最後にですね、火之神沿いの養豚場の件なんですけれど、その後の進捗状況といいますか、裁判的なそういった部分はどうなっているんですかね。

○税務課長（神園信二） あそこでお亡くなりになった方の分のその相続放棄された分というのは、相続財産管理人が選任をされて、官報公示がされております。あと債権とかいろんなものを持っていらっしゃる方は申し出てくださいという公示、次の手続ですね、そこまでされております。

あと、法人が1件持っていたらっしゃる部分があったんですけども、これにつきましては、今現在、県のほうでその法人のみなし解散という手続に向けて作業を進めております。その解散手続が済んだ後につきましては、裁判所のほうにその法人が解散されましたという届出がされますので、その後、私どもの税務課のほうでその法人に関する債権の申立てをすると、その法人の財産の管理人の選任のお願いを裁判所のほうに市のほうからするというふうな形、こちらのほうがちょっと法人の解散手続が期間を要しておりますので、どうしても税務課のほうで財産の管理人の選任の申立てを裁判所にしていくのが年明けぐらいになるんじゃないのかなというふうに見込んでいます。

あと、お亡くなりになった方々の分につきましては、順調に手続、官報公示等々進んでいるというふうに相続財産管理人に選任された弁護士お二方からは連絡をいただいているところです。

○4番（沖園強） 監査意見書の8ページと報告書の101ページ、分担金負担金の部分です。毎年度不納欠損、収入未済について監査委員から公平負担の観点ということで意見が付されるわけですが、分担金負担金の部分について、不納欠損は1件で当然これ過年度分なんでしょうけど、これはよろしいですが、この収入未済額の345件、7月末で16件が回収されたと。残りはその後どうなっているのか、当然、分担金及び負担金からいくと社会福祉費負担金、児童福祉費負担金ありますので、その辺の御説明をお願いいたします。

○福祉課長（山口英雄） 分担金及び負担金の収入未済の関係ですけれども、こちらにつきましては保育料の未収分でございます。今、決算後のその後の収入の状況ということだと思いますけれども、その資料を手元に持ってきておりませんので、総括のときでよろしいですか。

○4番（沖園強） 総括でお願いいたします。できれば総括のときに、児童福祉負担金ということですので過年度分と現年分を振り分けて御報告いただきたいと思います。

監査意見書の9ページをお願いします。使用料手数料の部分で全く同じ趣旨のお尋ねなんですけど、収入未済額の住宅使用料の7月末の11件回収であるようですから、その後の徴収状況はどうなんですか。

○建設課長（松田誠） 決算後の8月末現在の資料について持ってきていませんので、総括でお願いします。

○4番（沖園強） 総括で御報告いただきたいと思います。

10ページの財産収入、収入未済額で7件、7月末で1件の回収がなされているようですから、この部分も総括かな、どうなんでしょうか。

○財政課長（佐藤祐司） 7件、お1人でございまして、現年分と過年分合わせて年金の支給のときに3万円ずつ頂いております。ですから2か月に一遍、1万円ずつ過年度分には充てているところでございます。4月、6月、8月で1万円ずつですから、7月末では2万円ですが現状では3万円入っているという状況です。

○4番（沖園強） そうすると、あと6件については年金支給で1万円ずつということなんですけど、どういった立場の方々なんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 7件と申しますのは、7年度にわたりお1人、7件1人ですから、ずっと納まってなかったところが、お1人の方が今、年金の中から1万円ずつ納めていただいているというところがございます。

○4番（沖園強） 収入未済額が104万0,218円の1人でこれだけ負の部分があるということですかね。

○財政課長（佐藤祐司） はい、そのとおりでございます。年度を申しますと19年度から25年度分まででございます。ですから7件、7年度分ということになります。

○4番（沖園強） 年金引き落としということで納付意識があると見ていらっしゃるんですけど、何歳ぐらいの方なんですか、年齢的には。

○財政課長（佐藤祐司） ちょっと年齢は分かりません。私よりも大分上の方でございます。

年金から差し引かれるんじゃないくて、年金を支給されたその日に御持参いただいております。毎年、年度当初に残額を確認して、確約書を結んで、さっき言いましたとおり年金の中から現年分と過年分を計画的に納めていただいている状況です。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で歳入の審査を保留いたします。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

休憩後、一般会計全般の総括に入ります。

午前11時52分 休憩

午後1時7分 再開

[総括]

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、一般会計全般の総括に入ります。

その前にですね、保留分がありましたので、福祉課、建設課、健康課、農政課、水産商工課の順にお答え願います。

○福祉課長（山口英雄） 歳入のときに保留しておりましたことについて答弁をいたします。

まず、4番委員からございました監査委員の審査意見書8ページにあります分担金及び負担金の収入未済額485万1,700円について、現在どの程度収納しているのかということでございましたけれども、現在、8人、22件、合わせて27万8,750円を収納しております。

そのうち令和2年度分の保育料部分につきまして19万5,750円、それから令和元年度以前分の保育料につきましては8万3,000円の収納というふうになっております。

それから、2番委員からお尋ねのありました審査意見書の12ページの雑入の収入未済額963万3,704円の内訳についてということでございましたけれども、まず、午前中も答弁いたしました生活保護費返還金が898万8,704円、児童扶養手当返還金が1人、59万7,000円、それから臨時福祉給付金の返還金が1人、4万8,000円というふうになっております。

○建設課長（松田誠） まず、4番委員からお尋ねのありました土木費、都市計画費、道路事業の立神通線道路改築工事の指名競争入札に関わる指名業者数についてでございますが、指名業者数は、ランク土木A全社の8者を指名し、8者が応札しております。

もう一点、同じく4番委員からの御質疑でございましたが、住宅使用料の現在の納入額を教えてくださいということでしたので、決算後28人、31件の63万0,200円が納入されております。

○健康課長（西村祐一） 私のほうからは、4番委員からお尋ねのありました決算書の38ページ、39ページに記載してあります保健衛生総務費、健康増進費及び予防費の委託料につきまして、不用額が多額になっている要因について申し上げます。

保健衛生総務費の委託料につきましては、主なものとして、妊婦健診関係事業について予算額1,387万5,000円に対しまして539万4,000円減の848万1,000円の執行となっております。当初予算で母子健康手帳交付件数を過去3年間の実績から130人と見込みまして、交付者全員受診すると仮定して合計14回の妊婦健診を行う計画で計上しておりましたが、母子健康手帳の交付件数が103件となったために539万円程度の不用額が発生しております。

そのほか、産後ケア事業につきましては、当初利用者をショートステイ3件、42日、デイケア13件、98日と予定しておりましたが、ショートステイにつきましては2件、21日、デイケアにつきましては2件、10日と計画を下回ったために、産婦健康診査事業についても当初予定の産婦健診審査予定受診者数130名が103人となったために不用額がそれぞれ63万9,000円、61万4,000円発生しております。

続きまして、健康増進費の委託料の不用額の発生につきましては、健康診査は新型コロナウイルス感染症の影響から長寿健診の集団健診を中止しましたことや、個別健診の計画が332人当初で見込んでいたものが261人となったことから、313万4,000円程度の不用額が発生しております。

また、がん検診につきましても、同様に新型コロナウイルス感染症の影響によりまして受診者が計画より減少しております。胃がん検診につきましては計画1,300人に対し633人、肺がん検診につきましては1,850人に対し1,184人、子宮がん検診につきましては1,500人に対しまして1,138人、大腸がん検診につきましては1,550人に対し1,190人、乳がん検診につきましては1,500人に対し1,082人となっております。

これらの受診者数の減少によりまして、863万6,000円の不用額が発生しております。

最後に、予防費の委託料の減につきましては、その主なものとしましては、定期予防接種事業について風疹抗体検査を当初計画で対象者を872人と見込んでいたものが312人となったこと、

風疹予防接種者を174人と見込んでいたものが97人となったこと、4種混合ワクチンや2種混合ワクチン、ヒブワクチンなど子供の接種回数を3,842回と見込んでいたものが2,718回となったことなどによりまして、1,271万7,000円程度の不用額が発生しております。

風疹抗体検査及び風疹予防接種につきましては、対象者が過去に風疹に罹患したことが明確であるなどで実施率が低くなっている現状ですが、これにつきましては実施期間を令和3年度まで延長しております。

また、PCR検査助成事業につきましては、令和2年12月から事業を実施しておりますが、400人の計画に対しまして93人の実績となっており、307万円の不用額が発生しております。令和2年度につきましては、11月に感染者が確認された以降、新たな感染者が確認されなかったため、当初の計画を下回ったものと考えております。

○4番（沖園強） 今せっかく報告があったやつで質疑を受けてもらいたいです、せっかくですから。

○委員長（清水和弘） 4番、質疑をお願いします。

○4番（沖園強） 保健衛生費等々につきましては、コロナの影響等で受診者が減ったということは大体分かりました。一つ予防費のPCR検査が400人が93人に減ったと。なぜPCR検査が減ったんですかね、当初見込みより。

○健康課長（西村祐一） こちらにつきましては補正で対応しておりまして、令和2年12月から事業を実施しております。この人数が減った要因につきましては、先ほども若干申し上げましたが、令和2年度につきましては11月以降に感染者が確認されなかったことが大きな要因ではないのかなとは考えております。

○4番（沖園強） 建設課の道路事業の先ほど報告があった、もう一遍すみませんが6者やったかな、7者やったかな。

○建設課長（松田誠） ランク土木A全社の8者になります。

○4番（沖園強） その8者分の結果をお示しできませんか。

○建設課長（松田誠） 全社の入札結果ということですよ。

○4番（沖園強） 8位のそれだけでいいです。

○建設課長（松田誠） 立神通線改築工事におきましては、落札業者の金額しか今手元にありませんので、落札額が予算額や設計額691万4,000円に対して669万9,000円となっております。

○4番（沖園強） 2位も3位も今では示されないの。

○建設課長（松田誠） しばらくお時間もらえますか。

○4番（沖園強） 後もってでもいいんですけど、この700万のうち669万9,000円、あとの差額は何になるの、事務費。

○建設課長（松田誠） 当初設計額691万4,000円に対しまして669万9,000円で落札しております。

用地補償調査委託の完了等によりまして、補償費及び公有財産購入費が確定しましたことから、委託費28万5,000円、公有財産購入費1万円などを補償費へ流用しています。工事請負費は当初請負契約が669万9,000円で、起工測定の結果、設計内容に変更が生じたことから、受注者との協議によりまして30万1,000円増の700万円に変更契約をしております。

変更内容としましては、歩道及び取付道路の舗装面積の増、29平米、交差点事故防止のための狭窄マークの追加20メートルなどです。

○4番（沖園強） 語呂合わせがあんまりよくて、事業の事業効果という意味合いで一緒に工事を済ませていこうということよくあることなんですよこれ。適正な入札はできたんだろうとは思っているんですけど、その応札状況、8者全部応札したんですか。

○建設課長（松田誠） 全8者が応札しております。

○4番（沖園強） 後もってその結果をお示しいただきたいと思います。

○農政課長（原田博明） 4番委員から総括でということであった質疑ですが、農業振興資金の貸付金の関係ですがよろしいでしょうか。

○4番（沖園強） できればせつかくですから監査委員の意見書で17ページの農水、商工まで含めてお示しいただいていますので、その部分で御報告いただければありがたいです。

○農政課長（原田博明） 農業振興資金として南さつま農業協同組合枕崎支所に2,000万円の預託を行い、制度資金、主に農業近代化資金の原資として貸し付けられ、農業経営の改善に活用される資金です。

令和2年度につきましては、農業近代化資金貸付実績といたしまして11件、9,402万円の実績でした。主な内容といたしましては、製茶機械、農機具、倉庫の建設費、花の機械等です。

○建設課長（松田誠） 先ほどの4番委員からのお尋ねでございますが、立神通線道路改築工事の入札結果でございます。

入札書比較価格628万6,000円に対しまして、1位が19万6,000円減の609万円、2位が16万6,000円減の612万円、3位が13万6,000円減の615万円、4位が11万6,000円減の617万円、5位が9万6,000円減の619万円、続きまして8万6,000円減の620万円、8万6,000円減の620万円、同じく6位で8万6,000円減の620万円となっております。

○4番（沖園強） 今の報告は税抜きですね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 水産商工関係の振興資金預託に関わる答弁をしたいと思います。

まず、審査意見書の17ページのほうにもありますが、農林水産業費の水産振興資金預託金ですが2,000万預託しておりましたが、令和2年度の融資実績はなかったところです。

同じく、17ページの商工費の部分でございますが、中小企業振興資金預託金、市内の金融機関4行に合わせて5,000万円を預託しておりましたが、これにつきましても融資実行はなかったところです。

○4番（沖園強） 農政のほうは近代化資金という形で利用があったんですけど、水産商工の部分で毎年のように大きな事業はないと、特に水産のほうは水産振興資金の利用はないんですね。

今、農政のほうの近代化資金、そして水産と商工のほうの資金はどういった形で、金利等はどのようなになっているんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） まず、中小企業振興資金につきましては、利率につきましては県の制度資金と同率でございます。5年以内ということで最大2.1%以内ということで融資の利率となっております。

あと、水産関係の資金につきましては、用途につきましては県の鹿児島県漁業近代化資金制度と同率になっております。率につきましては、年利0.8%というところです。

利用が令和元年もなかったところですが、令和2年につきましては、御承知のとおりコロナ関係の制度資金が実質無利子、無担保、無保証ということで、有利な制度もございまして、そちらのほうの融資が多かったと思っております。

中小企業振興資金につきましては、平成20年度に1件ありまして、それ以降はないところです。

水産振興資金につきましては、平成26年度に1件沿岸関係で利用がございまして、それ以降はないところです。

以上のような状況でございます。

○農政課長（原田博明） 農業近代化資金の金利の関係ですが、金利につきましては0.3%です。ただ、現在JAバンクが利子補給を0.3%実施していますので、実質負担は金利零%ということで実施しています。

○4番（沖園強） 農業近代化資金の場合、こうして実質ゼロということで利用者も利用しやす

いんでしょうけど、この中小企業振興資金の場合、2.1%というこの金利等があつてなかなか利用、活用はないのかなというふうにかがえるんですけど、その辺はどう判断されていますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 融資条件の内容が県の制度資金と利率は同率にしておりますが、県の資金のほうが融資限度額が多うございます。

本市の振興資金の融資額といいますのは600万円以内となっておりますが、鹿児島県のほうは、運転資金の場合5,000万円、設備資金の場合ですと7,000万円、そして本市の融資期間というのは600万円以内で5年以内なんですけど、県の中小企業振興資金の制度資金におきましては、運転資金のほうが7年、そして設備資金が15年ということで、融資金額、返済の期間、融資期間というのに違いがございまして、利率は同額なんですけれども、やはりその部分が市内の中小企業者の皆さんが借りるに当たって、そちらを選択しているのが多いのかなと。

また、市内の金融機関のプロパーの資金を借りる方も金融機関との関係性であると伺っております。この辺も、令和2年3月あたりからコロナの影響が出てきてまして、市内の金融機関の支店長と行政の市長、私と担当係長とそれと会議所の会頭、副会頭とですね、コロナ関係の融資、それとこの市の振興資金のことにつきましても協議をしたところでした。

制度的に市の振興資金を見直してはどうかという御意見もあったところなんですけど、まずは国の制度がですね、ある程度セーフティーネットということで利用しやすいといひますか、有利な制度ができそうでありましたので、そちらのほうで対応していこうということで令和2年度につきましては、コロナ関係の融資の利用者のほうが多かったのではないのかなと思っております。

また、この利子につきましても本市の利子補給制度がございまして、県の制度資金も対象としておりますが、年額年間で30万ほどの利子補給制度もございまして、こういった制度も補完しながらですね、振興資金、市内の事業者の皆さんの資金調達には総合的に対応してまいりたいと思っております。

○4番（沖園強） 最後にしますけど、その県の中小企業振興資金の場合、利用状況は把握しているの。県のほうは限度額も高いようですけど。

○水産商工課長（鮫島寿文） 会議所と連携をしまして、金融機関も含めてですね、県の制度資金を利用された方の利子補給も市の利子補給制度で行っておりますので、その部分は件数的には把握できていると思っております。

○4番（沖園強） せっかくですから、最後にしますので、その件数を、推移はどうなっているの、県の。

○水産商工課長（鮫島寿文） 令和2年分はですね、把握しております。5件、県の制度資金を利用されております。

○9番（立石幸徳） 総括ですので、今度の2年度決算報告書8ページになるんですかね。将来負担比率が対前年の元年度とすると約半分、前年度が56.6、今度2年度で27.7ということでですね、半減しているんですよ。非常にいいことだと思うんです。

というのが、将来負担比率をはじめ、財政4指標、これは法律で公表をするようになっていまして、早ければ今月末、遅くとも10月頭に県内の財政指標が一斉に公表されますよ。

これまでは、枕崎の将来負担比率が断トツで悪い。非常に我々は発表を見るだけでも大変だったんです。将来負担比率が非常に悪いつて言ったら、当局は、いや非常に高いんですという言い方までされていまして。非常に高い将来負担比率という、見方によっては一番いいんじゃないかと誤解する人もいるぐらいですね、当局うちゅうのは、私は非常に嫌味を言うんじゃないんですけど、こんな表現まで使うのかと思って、もう悔しい思いをいたしましたけど、今度は27.7で県内でもいいような指標になるんじゃないかと思うんですね。その要因ということでいろいろこの8ページに書かれておきまして、真ん中辺にくると要するに分子が減少して分母の充当可能財源が増えたつていうことで、当然割り算をすれば指数が減るわけですけど、真ん中辺のこの「し

かし個々の数値を見ると、設立法人の負債額等負担見込額は減少しているものの、そのうち枕崎お魚センターは赤字により債務超過額が拡大している」と。私は、2年度決算報告書は本当に的を得た表現だと思うんですよ。

というのがですね、前回の6月議会の最後に1年に1回第三セクターのいろんな経営状況を教えてもらう中で、私はこの間6月議会でこのお魚センターが出している平成31年3月26日作成の第三セクター等経営健全化方針、ここではですね、実に私からするといいかげんなことを書いているんですよ。

その真ん中辺でお魚センターのところですよ、市が損失補償をしていることで財政的リスクはありますが、標準財政規模に対する負担可能性がある財政的リスクは29年決算で2.3、この2.3がですね、第三セクター等経営健全化に関する指針で示している多大な財政的なリスクとされる11.25から15%を大きく下回っているですっち、いかにもですね、国が示している財政的リスクをお魚センターは大きく下回っているから、安心なんですよって言わんばかりにですね、あれ、とんでもないことを書いていると、6月議会で申し上げました。

そこでですね、お魚センターが4年連続赤字、そして第三セクター等経営健全化方針に照らしでもですよ、2019年度も黒字の計画だったんですよ、経営健全化計画、138万9,000円の黒字、2020年、令和2年も195万4,000円の黒字、黒字どころか、まあコロナと言えぱそれで済むような感じを受けるかもしれませんけれど、18年度も19年度ももう1,000万円ぐらいの赤字を出している。

そこでお尋ねしますけれど、この経営健全化計画、見直しがされているんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 健全化計画については見直し等はしておりません。ただ、コロナの影響でですね、現在、先ほども申しあげました資金繰りの関係が非常に厳しくなったということで、資金調達について法人として対応したところですが、法人の経営の計画の見直し、また本市の関係の計画につきましてもまだコロナ禍の状況で、先を見越した計画を立てるところにはまだ至ってないところです。

メインバンクの銀行ともですね、その辺を協議して改善計画なりを立てればよろしいかと思うんですが、まだこの収束が見えない中、どのような方向性を持って経営の改善をしていくかは推移を見ながらですね、今、経営の改善に向けて取り組んでいると伺っているところです。

○9番（立石幸徳） それは確かにいろいろ見通しがやりにくい、困難性のある状況であると思いますよ。しかし、コロナが収まらんと、これから先の経営見通しがつかんつたら、そりゃあコロナは収まらんことにはにっちもさっちもいかないちゅうようなふう聞こえるんですよ。

本会議での一般質問でも、この9月議会ですよ、これ令和3年度も4-6月の第1四半期はもう大変な赤字になっているちゅう、水産商工課長の答弁でしたよ。これはコロナであろうが何だろうが、もう全然狂ってきているわけですから、取りあえず次の健全化計画を出して、また状況が違えばまた見直すちゅう形でしないと、コロナが済まないんでね、手をこまねいて待っているちゅうことでは私はおかしいと思います。

そういうことでは、ますますこの将来負担比率もいい形にならない、ましてやお魚センターは損失補償しているわけですから、損失補償ちゅうような事態でも発生すれば大変だと思うんですよ。その辺についてはですね、私はこれお魚センターの件ですのでね、副市長に全体的な答弁を求めて終わりたいと思います。

○副市長（小泉智資） お魚センターに関しましては、先ほど来答弁にもありましたが、コロナの影響を非常に大きく受けていて令和2年度含めまして観光バス関係がほとんど入ってこなくなってしまうということを含めて、来館者数が約半減しているというのが今の状況であります。そこに対して近隣からの集客ということを含めまして、いろんな対策を立てて実行しているというのが今の状況であります。

コロナということに関しましては、国のほうのいろんな対策資金等、雇用調整助成金を含めまして、使えるものは全部活用した中で経営に関しましては運営の人員を極力減らす等の努力をしてやっているというふうに聞いています。

○9番（立石幸徳） これは要望ですけどね、私は実にのんびりしているなあと、コロナの影響ちゅうのはお魚センターばかりじゃないですよ、全市的に、あるいは全部、いろいろ影響の度合いは大小あってもですね、全市、みんなコロナの影響ちゅうものは受けているわけですよ。そういうことも含めてですね、取りあえず、どういう次の計画を立てるか、拙速であっても私は、そうそうのんびりしている状況じゃないことを申し上げさせていただきます。

○12番（東君子） 総括ということで決算報告書の女性の社会参加促進と地位向上の男女共同参画推進条例を制定したと、その中でですね、男女共同参画の推進懇話会を開催し、これは今コロナ禍の中でなかなか人が集められない状況の中、懇話会というのは何回開かれたんでしょうか。

○企画調整課参事（田代勝義） 男女共同参画推進懇話会につきましては、昨年8月と11月に2回開催しております。

○12番（東君子） そうしますと、大体最初はですね、自己紹介というか、私は何々ですっていう感じで軽く、軽い何かそういう話であんまり中身には入っていけないと思うんですが、そうするとこの11月が本質に迫るといえるのか、そしたら今後、あと残り何回開催予定でしょうか。

○企画調整課参事（田代勝義） 昨年につきましては、まず1回目に、男女共同参画推進条例案を作成しまして、それに対しての御意見をもらったということが1回目です。2回目には、パブコメを出しまして、条例案のパブコメの結果を踏まえて審議を行ったところです。

○12番（東君子） 今後あと何回開催される予定ですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 本年度から男女共同参画推進懇話会を男女共同参画審議会へ名称変更をしまして、5月に第1回目を開いておりますけれども、今年度、あと2回か3回開く予定で考えております。

○12番（東君子） とても大切なことだと思うので、ぜひ中身の濃いものにしていただきたいなというふうに思います。

あともう一つ、あとその下のですね、枕崎市DV対策庁内連絡会議を開催したとあるんですが、この連絡会議というものはどういうものなんでしょうか。

○企画調整課参事（田代勝義） 庁内におきまして、企画調整課、福祉課その他の関係課も集まりまして、それぞれ事例を出し合ひまして、DVに関する全体的な問題を共有するような会であります。

○12番（東君子） 女性トイレなどにですね、こういったものがDVですと、何か悩んでいませんかということでパネルみたいな、絵がついた分かりやすいものがトイレに貼ってあるんですけども、ぜひですね、男性トイレにはないんですよ、その構図を変えて。

○企画調整課参事（田代勝義） すみません、女子トイレに入ったことがないものですからどのようなものが貼ってあるか分かりませんが、男子トイレにはなかったような気がします。

○12番（東君子） DVというものがですね、もう広く浸透していると思うんですけども、全部ですね、何ていうのかな、女性の受け身の立場からの発信なので、やるほうっていうかですね、こういうのがDVに値しますよということで、ぜひですね、私は男性トイレにもちょっとこう工夫して、これDVに値するんだということでですね、やっぱりそういう取組も必要じゃないのかなというふうに思います。男性の相談もですね、結構増えてきて、今そういう状況ですね、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘） 要望でしょうか。

○12番（東君子） はい。

○2番（眞茅弘美） 報告書の老人福祉費の面会時の感染症防止のためのリモート等面会整備及

び環境整備事業、こちらは何か所ぐらい、そしてどのような使われ方の整備をされたのかお願いします。

○福祉課長（山口英雄） 決算報告書を御覧ください。59ページの上から2番目に書いてございます。市内14事業所に対して実施したということです。

○2番（眞茅弘美） どのような整備の仕方だったのでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 高齢者入所施設等では、新型コロナの流行によりまして面会ができないとか、そういった状況があるというふうにお聞きしておりましたので、そういった施設のほうの要望を受けて、リモートで面会ができるような、タブレットなりとかそういった機器を高齢者施設が環境整備するための助成を新型コロナ対策の事業として助成をしたところでございます。

○2番（眞茅弘美） まだちょっとコロナのほうが長引きそうなので、今後もこのような対応のほうをよろしく願います。

○4番（沖園強） せっかく企画のほうから第2期の枕崎市地方創生総合戦略効果検証資料が出ておりますので、二、三お尋ねしておきます。

後ろのほうから56事業目になるんですかね、教育委員会総務費の市奨学金返還支援制度、これが検討中と、そして今後は県内外他市の情報収集を行い検討していくということなんですけど、今の検討中の段階でどういう状況なんですか。

○教育総務課長（宮原司） 以前も議会の中で御質疑を受けまして、調査中ということでございました。現段階では、ほかの自治体のインターネット等のいろんな情報を集めながら、本市としてどのような奨学金の返済ができるのかということ进行调查しており、他市の状況調査を行っているところでございます。

○4番（沖園強） 今、調査中ということで県内等においては、ある程度その情報は入っているんですか。

○教育総務課長（宮原司） 本日、現時点で集めている情報を持ってきておりませんが、県内の他市についてはある程度情報を集めてはおります。

○4番（沖園強） この返還支援制度を集めているちゅうことですから、複数、そういう制度に取り組んでいるんですかね、県内でも。

○教育総務課長（宮原司） 取り組んでいる自治体もございます。市内に就職をした場合にはその返済を免除する制度を霧島市が行っておりますので、そのような制度が本市の奨学金の返還に合うかということ、今後調査をした上で、御提示ができればと考えております。

○4番（沖園強） 何例も事例等あるようですので、ぜひその辺の検討を進めていただきたいと。

次に、41番目、企画調整課の地域公共交通システム推進事業、地域公共交通会議の設置を目指し、交通事業者、国及び鹿児島県等と協議すると、3年度の補助事業を活用した地域公共交通活性化会議の設置を目指し、国と協議を行っているような状況なんですけど、まだ設置はされていないの。

○企画調整課長（堂原耕一） こちらに出ております協議会につきましては、今年度の4月に協議会を立ち上げております。1回目の協議を4月に行っております。

○4番（沖園強） 差し支えがなければその協議内容はどんなものなんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 協議会の第1回目の協議内容といたしましては、その協議会自体の立ち上げに関わるものでございましたので、協議会規約の御承認をいただいたりとか、あとは事務局として枕崎市のほうが務めさせていただく規程などを認めていただいたり、あと会長、副会長等の選任であったり、予算案、事業計画案の承認などをいただいたところでございます。

協議会のほうで行っていかうとしておりますのが、枕崎市の地域公共交通のマスタープランとなります地域公共交通計画を今年度策定しようということでこの協議会を立ち上げたところでございますので、今その関係の作業というのをこちらプロポーザルで業者を選定いたしまして、

そちらのほうと連携をいたしまして策定に向けた様々な作業を進めているところでございます。

○4番（沖園強） 今年度中に補助事業を申請、採択後、策定調査業務の委託業者選定ということで今のところマスタープランの策定に向けて、協議会で協議をしているという段階なんですかね。今年度中に策定する計画で4回ほど協議会を開くんですね、次年度でパブリックコメントという計画になっているんですけど順調にいつているんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 作業の進捗につきましては、その委託先とも十分な検討を行いましてスケジュールもしっかりと定めまして、そのスケジュールに沿った流れで今作業を進めているところでございます。

○4番（沖園強） 今、1回だけなんですかね、協議会は。後の計画は、何月に2回目、3回目は何月っていうのは分かっているんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 今のところの予定と申しますのは、ただいまエネルギー事業と同じように市民の皆様に対しまして公共交通のアンケートをお願いしているところでございまして、一旦8月をめどにさせていただいたところでございまして、その集計や分析を行っているところでございます。

今後、各交通事業者に対する聞き取りであったりとか、様々な枕崎市内の各公共の交通の状況などのデータなどを蓄積していつて、それを基に実際これからどのような形で枕崎市の公共交通の絵を描いていくのかというところの骨組みと申しますか、そちらのほうをつくった上で協議会のほうでもんでいただくという流れになるかと考えております。

時期につきましては今のところ考えておりますのが、10月後半か11月前半ぐらいを2回目というふうに考えております。年明けにあと2回ほどを考えているところでございます。

○4番（沖園強） 非常に市民のニーズというものが高いですから、順調に事業が進むようお願い申し上げます。

せっかくですからもう一点、35番の福祉課の生活困窮者子どもの学習支援事業の今後の方針で、利用対象者は増加傾向にあると、今後、対象者増となる見込みであるので本事業の取組に対して労力増加等行い、支援するというようなことなんですけど、今後の計画をお示してください。

○福祉課長（山口英雄） 生活困窮者子どもの学習支援事業でございますけれども、こちらにつきましてはこの資料に書かれております利用対象者は増加傾向にあることは間違いありません。ただ対象があくまでも生活に困窮している世帯なので広く募集ということがなかなかできません。

広く募集をしてしまいますと生活困窮の家庭の事情等も分かってしまうということになりますので、そういったことでこれまでNPO法人のほうに委託して実施しておりますけれども、そちらのほう为学校のスクールソーシャルワーカーというようなこともやっておりますので、学校の中でなかなか学習が進んでいない子とか、それからちょっと学習意欲に問題がある子とか、そういった子の把握が十分できておりますので、その委託しているNPO法人のほうがこの学習支援をするべきじゃないかなと思われるケースについては学校の先生とそれからその家庭の保護者と十分話をして、この学習支援事業に結びつけてやっております。

また今後につきましても、そういったことで学校とかとの連携を含めてその対象児童を的確に把握して、学習支援事業の利用者を増やしていきたいというふうに考えております。

○7番（吉松幸夫） 今の福祉課のところですかね、事業内容で、高校中退防止の支援というふうにあるんですけれども、今現在、中退率は何%ぐらいあるんですか。

○教育長（丸山屋敏） そこは私どもの管轄でないものですから、逐一、何人何人ということは言いません。また、高校のほうもこの情報については積極的に出すという方向ではなく、だから高校の中退が何人かということは私どもでは把握してない、把握できないというところが正直なところです。

○7番（吉松幸夫） 確かに私も中退する子がいるというのはもう把握していますけれども、私が枕崎高校のPTA会長をしたときは中退ゼロを目標にやってきたんですが、もうやむなく1人の子は事情があって中退せざるを得なかったっていうこともあったんですけども、中退することの理由として、例えば学習についていけなかったとかそういう子たちもいると思います。

そういうことを考えながら、中学校の時代にきちっとした進路指導をしていくことがまずは大前提かなと。本当にかねてからそういうふうには思っていたところですので、小学校、中学校、中学校から高校に上がるときにこの指導を徹底して、将来この子たちが落ちこぼれないような形の学校選定というんですか、そういうところに力を入れていただきたいと、ここは強くお願いしたいと思います。

○5番（禰占通男） 96ページの市民税についてちょっとお伺いしたいんですけど。

令和元年度に対して相当予算規模も3,600万ぐらい少ないんですけど、そして収入済額でも結局は300万ぐらいかな、減になっているんですけど、この減の内容の主な原因というのは何なんでしょうかね。

○税務課長（神園信二） 決算報告書の96ページのですね、市民税の数字を掲げてある下のほうに四角囲いで表がございます。こちらのほうに御注目をいただきまして、ちょうど真ん中の二重線の上にありますけれども、令和元年度の決算によりますと、ここが納税義務者の計が9,624名、令和2年度の納税義務者計の人数が9,454名、170人の1.8%程度減少をしております。それと人数も減ってそれぞれのその下の均等割の額も減りますし、当然、所得割も減っていくと。

これらの要素、納税義務者の減というところ、それとあと住民の所得の申告の状況ですけども、令和元年度に対しまして令和2年度が総所得で99.6%、0.4%所得も落ちているというような状況が影響をしている要因でございます。

○5番（禰占通男） コロナが流行して、市民税、所得税とか法人税とか消費税も含まれますけど、特例制度が設けられていますよね。対象となる方ということで収入が20%以上減少していることということになっているんですけど、これは最初コロナに感染した方だけかなと思うとそうでもないみたいで、これに関するコロナ関係の減収というのはないんですか。申告を猶予された方の分の減収というのは。

○税務課長（神園信二） コロナ感染症の関係で収入が減った方の課税の減免というところなんですけど、これは住民税、市民税のほうにはその制度はございません。

これが設けられているのが固定資産税、これは固定資産税のうちの家屋、償却資産、この分についての減免、それとあと国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、以上の項目につきましてコロナの影響で収入が減った方に対する減免制度というところは設けられてございません。

○10番（下竹芳郎） 報告書の205ページ、図書館施設整備事業なんですけど、リニューアルして利用者とかはどのぐらい増えましたか。増えたというか、どんな感じですか。

○生涯学習課長（豊留信一） 前年はこの改修工事でありますとか、コロナの影響で令和2年度は図書館の利用者はもうかなり少なくなりました。今年度に入りまして、徐々に利用者のほうは回復をしております。元年度並みまではいきませんが、増えている状況です。

○10番（下竹芳郎） 教育長にお聞きしますが、現在、パソコンとかインターネットを子供たちから大人までするんですけど、本を読むということは、どんな効果というか、効能というかありますか。

○教育長（丸山屋敏） 本を読む効果ということによろしいですか。本を読むというのは、他の人のものの考え方あるいは信条、そういうのを受け入れることになりますので、一番はやはり他の人の意見あるいは考え方を自分なりに消化して、自分なりに身につけていくということだと思います。

本を読むということは、自分を読むことだと言われます。つまり、どういうことかという、自分の経験やこれまでの体験、それからこれまで学習したことを通してその本を読んでいくということですので、本を読むということはそれぞれ10人おれば10人読み方が違ってくる。だから、本を読むことは自分を読むことだと言われるのはそういうことであります。

それで、読書を私たちが進めているのは、やはり深く考える、そういう人間を育てていくということですので、そういうところもまた本を読む効果だというふうに思います。

まとめれば、ほかの人の気持ちや心情が分かること、それから深くものを考えること、人から言われたことに同調して、ただ、そうだねそうだねじゃなくて、自分なりに判断力を持ってそのものを決定していくということだというふうに思っております。

○10番（下竹芳郎） やっぱり、本を読むことは大事だと思います。

○税務課長（神園信二） 先ほど5番委員のお問合せに対する答弁を3年度の制度を御案内してございました。恐らく2年度中に行われた徴収の猶予のことを言われているんですかね。

徴収猶予につきましては、市県民税、固定資産税、それから法人市民税等々で行われております。ただ、5番委員が申告の猶予というふうな表現でそういう制度があるんじゃないかというお問合せでございますが、申告の猶予というのはございません。

徴収猶予が効きますのは、固定資産税、法人市民税、市県民税というところに対しまして徴収の猶予を1年間、納期から1年ということでございます。これの利用が法人、個人合わせまして8件の方々が利用をしているところでございます。

○5番（禰占通男） 猶予してもらって、今この令和3年度分はいいですよ、2年分もするわけだから。そうした場合、多分まだ国のほうからも何もないとは思いますが、これが続くと、来年2月からまた申告ということになると2年重なるわけでしょう。今年度納付する分を猶予してもらって、そしてまた次の年もちょっと収入に減があると、またそういうふうになる。そして、その納付に対して猶予制度はいいんですけど、分割も受け付けているわけでしょう。そういった場合どうなるんですか。1年なら何とかいいだろうけど、2年今度は分割するとなると、何か物すごく厳しくなるみたいなんだけども。

○税務課長（神園信二） 制度としてのコロナの徴収猶予というのは、制度的には1年でございました。1年延ばして納期が来て、それでもちょっと減収等があつて猶予をお願いしないといけないというときには、これはいわゆる税法上の徴収の猶予というのがまた1年猶予をすることができます。

これは、制度的なコロナ徴収猶予ではなくて、税法上猶予というのがかできます。それらをずっと積み重ねていくと、いつかはこれはお支払いをいただく税金ということになります。この分については徴収されないということではありませんので、徴収を猶予しているだけです。そうなってくると、よほど計画的にお使いいただかないと、私たちのほうも管理はいたしますけれども、後々分割をして、分納誓約書を書いていただいて、分納をしていただくというふうなことになりかねませんので、よほどその資金の管理をしていただいた上での制度の御利用ということをしていただかないといけないのかなというふうには考えているところです。

○5番（禰占通男） この延滞金の免除とか猶予する部分だけだと思っただけ、それはどうなりますか。

○税務課長（神園信二） ずっと話題になっておりますコロナの制度としての徴収猶予につきましては、延滞金はなしということで猶予がされます。その期間1年と。

それをお支払いにならないといけない時期に到達したんだけど、どうしても支払えないのもうしばらく待つてほしいということになりますと税法上の徴収猶予というところになってきますが、これは延滞金がかかってくると。

たしか年利でちょっとうろ覚えですけども1.4程度だったような気がするんですけども、ち

よつと金利の率は別として、延滞金がかかってきますというふうなところは御認識いただいて御利用いただかないといけない、御相談いただかないといけないということになってまいります。

○14番（吉嶺周作） 報告書の161ページ、PCR検査助成事業の93万円のところなんですけれど、これは先ほど令和2年12月から始めて、三、四か月で93名の検査をし、助成をしたということで、4月からこの半年では何名の方がPCR検査を受けているのでしょうか。

○健康課長（西村祐一） 8月16日現在で81件の利用となっております。

○14番（吉嶺周作） 月ごとではどうなっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 今この場に今年度の資料を持ってきていないので、今、回答できないところです。

○14番（吉嶺周作） 8月、9月って本市でも二十数名の陽性患者が出たわけですよ。それで、この助成費用なんですけれど、1人につき年に1回、費用の2分の1の上限1万円になっていますよ。

これを拡充するというかですね、本市には結構な船乗りがいるんですよ。船で仕事をしている方が結構いまして、二、三か月に1回、70日から90日乗船して1か月休み、そういった方が結構おられるんですけれど、年1回の助成では受けないとかですね、そういった船乗りの方も結構いるんですよ。やっぱり、船乗りが帰って来たときには、家族だったり子供だったりいるわけですから必ず検査をしていただきたい。

それとか、今回お盆もありましたが、葬儀のほうでもですね、東京や都会から孫や子供が帰ってきてですね、PCR検査したんですかって聞いたら、いやそんな暇なくて急に帰ってきたっていう方がいたりして、やはりPCR検査の助成事業というのはもう少し強化するべきだと思うんですけど。今後はどうなるのでしょうか。

○健康課長（西村祐一） ただいま、PCR検査助成事業につきまして拡充したらどうかという御意見なんですけど、PCR検査につきましては、実際症状が出た方、発熱等あった方につきましては、保健所のほうに相談していただければ、無料で医療機関においてPCR検査を受けられると思います。

ただ、そういった場合も診察料とかにつきましては、公費では賄えませんので一部負担というのは出てくると思うんですけど、そういった状況ですので、一応今回のPCR検査助成事業の目的につきまして市民の安全のための検査ということですので、1人、年度に1回、1万円の助成ということで現在のところ変更は考えていないところです。

○14番（吉嶺周作） それとですね、ワクチン接種の2回目が終わって3か月が経過したときに免疫がどんどん落ちていくということを新聞やテレビ等で言っていますけれども、本市で抗体検査ができる病院は何医療機関あるんですかね。

○健康課長（西村祐一） PCRではなくて、抗体検査のお尋ねですかね。

○14番（吉嶺周作） 自分の体にワクチンが幾らあるかという抗体検査で、一般的に1000から3000、その抗体が体の中にいたらいいんですけど、3か月经過した高齢者だったり、年齢は問わないって言っていましたけれども、50とか100しかない人は抗体ができなかった、できていないっていう方がおられるんですよ。

その辺を高齢者の方々が、枕崎の病院ではどこで検査ができるんですかっていうことを聞かれたもんですから、その病院が何か所あるのか教えていただければと思います。

○健康課長（西村祐一） 抗体検査ができる医療機関について把握はしておりませんが、多分どの医療機関でもできるとは思うんですけども、それは疾病とは関係ないので全て自費になるかと思えます。

○14番（吉嶺周作） それは希望があった場合、枕崎市内のどこでも検査が受けられるということ伝えてよろしいんですか。

○健康課長（西村祐一） 先ほど冒頭申し上げましたとおり本市としては、どこで抗体検査ができるという情報につきましては把握しておりませんので、後で私が申し上げたことにつきましては、不確かな情報ですので控えていただきたいと考えております。

○14番（吉嶺周作） そうした場合、市としては抗体検査をどこでできてとかそういった話は医師会としてないんですかね。

○健康課長（西村祐一） 医師会のほうとの協議といたしましては、これまでワクチン接種やPCR検査等について協議はしておりますが、抗体検査につきましてはの協議は行っておりません。

○14番（吉嶺周作） 今後そういう医師会との協議会があった場合、抗体検査ができるような体制をとっていただきたいと要望していただけますかね。

○健康課長（西村祐一） 医師会の理事会につきましては月に1回開催している状況ですので、その状況について確認等をいたしたいと考えております。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（清水和弘） 異議がありますので挙手により採決いたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定すべきものと決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時34分 散会